

兵庫県立粒子線医療センター給食業務委託業者募集要領

1 趣旨

兵庫県立粒子線医療センターの給食を治療の一環として、患者満足度の向上を図りながら、安全かつ効率的・安定的に提供できる受託者を、公募型プロポーザル方式により選定することとした。

この要領は、そのために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

兵庫県立粒子線医療センター給食業務委託

3 履行場所

兵庫県立粒子線医療センター 兵庫県たつの市新宮町光都1丁目2番1号

4 契約期間

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(2) なお、毎年度3月31日までの業務履行状況を確認した上で、適正に業務が履行されている場合においては、令和9年3月31日まで契約更新を行うことがある。その際は、仕様、金額、条件面等について再度交渉を行う。

(3) 契約締結日（令和3年12月下旬予定）から業務開始日（令和4年4月1日を予定）までは、準備期間とし、準備に要する費用は決定された業者の負担とする。

5 契約予定金額（上限額）

月額1,825,000円（税別）の範囲内とする。

6 委託業務の内容

委託業務は下記の内容とし、詳細は別紙「兵庫県立粒子線医療センター給食業務委託仕様書」による。

- (1) 給食管理業務（献立作成、食数管理）
- (2) 調理、盛付業務（患者等給食調理全般）
- (3) 配膳・下膳業務
- (4) 給食材料及び什器消耗品の調達・管理業務
- (5) 食器等洗浄・消毒保管業務
- (6) 施設設備管理業務
- (7) 衛生管理業務

7 参加資格

(1) 地方自治法(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本プロポーザルの実施を当院ホームページに掲載した日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(2) 業務提案への参加資格確認申請書の提出時点で、「給食業務」における兵庫県の入札参加資格を有する者。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本プロポーザルの実施を当院ホームページに掲載した日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(4) 参加資格確認申請書の提出時点で、一般病床数が50床以上の病院において、患者給食業務（献立作成、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳および衛生管理等給食業務全般をいう）の受託実績を、継続して3年以上有する者。

(5) 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代理保証が確認で

きる者、または同等の代理保証体制がとれることが確認できる者。

- (6) 財団法人医療関連サービスマーク振興会による「患者等給食」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、または医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）9条の10に定める基準に適合することを証明できる者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第25号)に基づく再生手続開始の申立てが本プロポーザルの実施を本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (8) 本社・支社又は営業所若しくは事業所が国税及び地方税を滞納していないこと。

8 参加手続き

(1) 事務局

〒679-5165 兵庫県たつの市新宮町光都1丁目2番1号
兵庫県立粒子線医療センター総務課 電話 0791-58-1315

(2) 募集要領の配布

① 配布期間

令和3年10月27日（水）から令和3年11月5日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

② 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 説明会

プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。

① 日時

令和3年11月8日（月） 午後1時30分から

② 場所

兵庫県立粒子線医療センター 2階 会議室

※ 終了後、希望者に調理現場の説明を行います。

③ 留意事項

出席は、1参加業者当たり2名以内とする。

(4) 参加資格確認申請書

① 参加資格確認申請書の提出

所定の参加資格確認申請書（様式第1号）により行うこととし、持参又は郵送とする。

ア 受付期間

令和3年10月27日（水）から11月10日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和3年11月10日（水）必着とする。

イ 提出場所

上記(1)に同じ

ウ 提出部数 1部

エ 提出書類 次のa～d

a 参加資格確認申請書（様式第1号）

b 病院給食業務の受託実績書（様式第1号-2）

c 医療関連サービスマーク認定証の写しまたは医療法施行規則9条の10に定める基準に適合することを証明する書類

d 社団法人日本メディカル給食協会との代行保証契約書の写しまたは代行保証を行う者との業務代行契約書の写し

オ 資格要件の確認

事務局において確認し、確認結果を申込者へ通知する。

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書（様式第2号）により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年10月27日（水）から11月10日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和3年11月10日（水）必着とする。

ウ 回答方法

令和3年11月19日（金）及び11月22日（月）の、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年11月24日（水）から令和3年12月7日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、令和3年12月7日（火）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

a 企画提案書等

次の書類を9部（正本1部、副本8部）提出すること。

書 類	記載内容（詳細は各様式を参照）	様 式
総括表（表紙）	① 名称、代表者名、設立年月日、経歴・沿革、資本金、従業員数、本支店の所在地、業務内容等	第3号
企画提案書	① 病院給食に対する貴社の基本的な方針・考え ② 契約の相手と決定した後から業務開始日（令和4年4月1日）までの間の具体的なスケジュールと体制	第4号
業務受託実績に関する調書	① 50床以上の病院における給食業務受託実績	第5号
現場管理体制	① 統括責任者の権限・責任を明記 ② スタッフの配置計画、体制維持の方策 ③ 緊急時の連絡、従業員の欠員やトラブル発生時における本社等の支援体制	第6号
調理業務体制	① 患者満足度向上の取組み ② 個別対応食、行事食（バイキングなど）への取組み ③ ヒヤリハット発生時の考え方や対応	第7-1、 7-2号

情報連絡体制	① 病院への情報提供体制 ② 病院スタッフとの連携体制 ③ 緊急時の連絡体制	第8号
安全衛生管理体制	① 大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた食材、調理、器具、設備、従業員等に関する管理体制対応 ② 職員の衛生管理体制、調理服の管理、職員の衛生管理マニュアル作成等	第9号
非常時の対応	①災害発生時の対応 ②食中毒発生時の対応	第10号
従業員の教育体制	安全・衛生面、コミュニケーション能力向上などスタッフに対する教育・研修内容	第11号
見積金額	① 見積書（月額受託料） ② 受託料金の内訳	様式任意

b 参考資料

決算書等直近の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を記した書類を1部添付すること。

その他、会社のパンフレット等参考となる資料（無ければ添付する必要はない。）

エ プレゼンテーション

企画提案書について、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める。

(1) 予定日時 令和3年12月14日（火） 午後1時30分から

(2) 予定場所 兵庫県立粒子線医療センター 1階 カンファレンス室

オ 記入要領

- a 提出書類は、原則A4版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。なお、構成図等の場合にはA4版・横型・横書きでもかまわない。
- b 提案書に記載する文字は、日本語、文字の大きさは10.5～12ポイントとし、書体は任意とする。
- c 文章を補完するためのイラスト、イメージ図は使用してよい。
- d 添付する資料はA4版に統一すること。

カ 留意事項

- a 提出書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- b 提出書類の著作権は、参加者に帰属すること。
- c 提出書類は、非公開とする。
- d 提出書類は、返却しない。
- e 提出書類が、本要領及び別添の様式に適合しない場合は、企画提案を無効とすることがある。
- f 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出された企画提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- g 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。

キ 費用負担 参加者の負担とする。

9 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立粒子線医療センター給食業務委託業者審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「兵庫県立粒子線医療センター給食業務委託契約」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 期限までに提案書を提出しなかった者
- ② 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした者

10 選定後の手続き

(1) 契約準備等

契約予定者は、選定結果通知後、直ちに次に掲げる書類を提出するとともに、準備作業について、当センターと打ち合わせを行う。

- ① 国税の納税証明書（該当する全ての国税税目に未納の税額がないことの証明書） 1部
- ② 税に係る納税証明書（入札参加申込用納税証明書） 1部

(2) 契約

- ① 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。なお、当センターの仕様書については変更する可能性がある。
- ② 契約担当者は、契約締結後において、業務受託者が提案事項について、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。
- ③ 契約予定者は、当選後に第7項第1号、第3号、第7号の事由に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。
- ④ 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の当選を取り消し、次点の者を当選者とする。

11 添付資料

本募集要領と併せて下記の資料を配付する。

資料① 兵庫県立医療センター給食業務委託仕様書

資料② 病院概要

12 その他留意事項

(1) 募集要領等の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等（仕様書、その他資料）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 営業活動の禁止

本提案の公告の日（令和3年10月27日（水））から、委員会において選考が終了するまでの間は、兵庫県病院局、兵庫県立粒子線医療センターに対して、本件に関する営業活動は禁止する。